

1 殺人未遂罪

甲は、A に睡眠薬を飲ませて昏睡状態に陥った際に放火して殺害する計画を企て、実際に睡眠薬を飲ませているが、かかる行為につき殺人罪(刑法(以下、法文名略)199条)が成立するか。

そもそも、甲は大量の睡眠薬を飲ませた段階にとどまっているが、かかる行為のみで殺人罪の実行に着手したといえるかが問題となる。

ここで、実行行為とは法益侵害惹起の現実的危険性を有する行為をいうところ、かかる行為に着手があった場合は当然に「実行の着手」があったといえる。もっとも、当該実行行為が、計画により複数の行為から成る場合は、密接に関連した行為への着手があった場合にも、「実行への着手」があったと解すべきである。

そこで、①それぞれの行為が必要不可欠で、②ある行為の遂行後に、次の行為を妨げる特段の事情が存在せず、③時間的・場所的に接着して行われると評価できる場合は、それぞれの行為は密接に関連した行為といえることができる。

本件の場合、大量の睡眠薬を飲ませる行為(以下「第一行為」という)を行うことで、A は昏睡状態に陥るため、その後、放火行為(以下「第二行為」という)を行った場合にも、A は火災に気づくことなく、焼身するといえる。よって、第一行為は第二行為を行う上で必要不可欠であるといえる(①充足)。

そして、甲は、A の昏睡後すぐに灯油をまくことができていることから、第一行為後には第二行為を妨げる特段の事情はなかったといえる(②充足)。

また、甲は、A が昏睡状態に陥った後すぐに、A が寝ている隣の部屋で灯油をまいていることから、第一行為と第二行為においては時間的・場所的接着性が認められる(③充足)。

したがって、第一行為と第二行為は密接に関連した行為と評価でき、第一行為に着手した甲は、殺人罪の実行行為に着手したといえることができる。

もっとも、A が死亡するに至っていない本件においては、甲のかかる行為は、殺人未遂罪(203条・199条)にとどまると考えられる。

ただ、本件の場合、甲は、A がかわいそうになって放火行為を事前にやめている。当該甲の行為につき、中止犯が成立するか。

ここで、「犯罪を中止した」(43条ただし書)といえる場合は、刑の必要的減免を受けることとなるが、当該文言の意義をいかに解すべきかが問題となる。中止犯は、結果発生の中止に向けた行為により、未遂行為への非難可能性が減少することにある。

そうすると、結果の発生を中心に考えるべきであり、結果が不発生である場合は不作為でも足りるが、因果の流れによって結果の発生が進行している場合は、不発生に向けた真摯な努力を要すると解すべきである。

本件では、甲は、放火行為を自らやめているため、結果不発生の状態にあるとも思える。もっとも、A には呼吸が弱くなっているという状態が見られたため、A の死に向けた結果発生が進行しているといえる。そうすると、甲には、結果不発生に真摯な努力が求められると

いうべきである。

そして、甲は、すぐに救急車を呼び A を病院に搬送している。また、治療を受けている間、A の付き添いもしていた。もっとも、甲は、A 自身が自殺未遂をしたという回答を述べるに至っているが、これは A の救命にあたり、さしあたり必要不可欠な情報であるわけではない。よって、前述の甲の救命行為を総合的に鑑みても、甲は、人を救命するために自身ができる最大限の行為を行ったとして、甲には結果不発生に向けた真摯な努力が認められるといえる。

よって、甲には中止犯が成立し、殺人未遂罪につき、刑の必要的減免を受ける。

2 現住建造物放火未遂罪

甲は、自宅で灯油をまいた行為につき、現住建造物放火罪(108条)が成立するか。

本件の場合、甲宅では、夫 A とともに居住していたことから、甲宅は、「現に人が住居に使用」しているものといえる。

ところで、甲は、新聞紙に火をつけることをやめているが、灯油をまいた行為のみで、放火罪への実行に着手があったといえるかが問題となる。

一般に、灯油がまかれた場合は、火の気のみが存在するだけで引火しやすい非常に危険な状態にあるといえる。また、居室内で灯油を意図的にまくことは通常考えられず、当該行為自体は、火災の発生に対する認識・認容が認められるような特異な行為であるといえる。

よって、住居内で灯油をまくという行為は、それ自体で、火災の発生する現実的危険性の有する行為であり、放火罪の実行行為といえることができる。

したがって、甲は現住建造物放火罪の実行に着手したといえる。もっとも、火をつけずにやめていることから、未遂(112条、108条)にとどまる。

それでは、甲は、自ら新聞紙に火をつけることをやめているが、これにつき、甲には中止犯が成立するか。

甲は、新聞紙への点火行為をやめていることから、放火罪による結果発生は具体的に生じていない。よって、甲は当該点火行為をやめたという不作為のみをもって、「犯罪を中止した」といえる。また、A のことをかわいそうに思い、「自己の意思により」中止行為も行っている。

よって、甲には中止犯が成立し、現住建造物放火未遂罪につき、刑の必要的減免を受ける。

3 詐欺未遂罪

本件の場合は、放火行為に着手するも、実際に点火するのをやめており、保険金を請求するに至っていない。そうすると、保険金が支給される具体的危険性が全くなかったとして、実行への着手は認められない。

よって、詐欺未遂罪(246条1項)は成立しない。

4 罪数

甲には、殺人未遂罪、現住建造物放火未遂罪が成立し、両罪は併合罪(45条)の関係に立つ。

以上